

年企発 0116 第 1 号
令和 6 年 1 月 16 日

地方厚生（支）局
保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公印省略）

令和 6 年能登半島地震に係る現況届の事務処理に関する指導等について

令和 6 年能登半島地震にて被災された被保険者を加入員等とする存続厚生年金基金（以下「厚年基金」という。）の現況届の事務処理については、「令和 6 年能登半島地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」（令和 6 年 1 月 12 日年企発 0112 第 2 号）により通知しているところである。

今般、「令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件」（令和 6 年厚生労働省告示第 8 号）（別添 1 参照）及び「令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件について」（令和 6 年 1 月 16 日年管発 0116 第 3 号）（別添 2 参照）により下記の対象者の厚生年金保険の現況届の提出期限が延長されることとなったところであり、貴管下の厚年基金の指導等に特段のご配慮を賜りたい。

記

1. 対象者

令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域に令和 6 年 1 月 1 日において住所を有する受給権者又は受給者であってその誕生日が 1 月 1 日から 5 月 31 日までの間にある者。

2. 延長後の提出期限

令和 6 年 6 月 30 日

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○令和六年能登半島地震による災害に
対処するための要介護認定有効期間
及び要支援認定有効期間の特例に関
する省令(厚生労働三)

(告示)

○特定非常災害の被害者の権利利益の
保全等を図るための特別措置に関す
る法律第三条第二項の規定に基づき
同条第一項の特定権利利益に係る期
間の延長に關し当該延長後の満了日
を令和六年六月三十日とする措置を
指定する件
(こども家庭庁・厚生労働一)

○特定非常災害の被害者の権利利益の
保全等を図るための特別措置に関す
る法律第三条第二項の規定に基づ
き、同条第一項に規定する延長の措
置の対象となる特定権利利益、当該
措置の対象者及び延長後の満了日を
定める件(総務一二)

○国際平和のための国際的な努力に我
が国として寄与するために講ずる資
産凍結等の措置の対象となるクリミ
ア自治共和国及びセヴァストーポリ
特別市のロシア連邦への「併合」又
はウクライナ東部の不安定化に直接
関与していると判断される者並びに
ロシア連邦による「編入」と称する
行為に直接関与していると判断され
るウクライナの東部・南部地域の関
係者と判断される者を指定する件
の一部を改正する件(外務一二)

○特定非常災害の被害者の権利利益の
保全等を図るための特別措置に関す
る法律第三条第二項の規定に基づき
同条第一項の特定権利利益に係る期
間の延長に關し当該延長後の満了日
を令和六年六月三十日とする措置を
指定する件(厚生労働七)

○令和六年能登半島地震に際し災害救
助法が適用された市町村の区域にお
ける国民年金、厚生年金保険、船員
保険等の年金受給権者等が届書等を
提出すべき日を延長する件(同八)

○激甚災害に対処するための特別の財
政援助等に関する法律施行令第二十
三条第一項の都道府県を指定する件
(農林水産一一〇)

省令

○厚生労働省令第三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二十八条第一項(同条第十項において準用する場合を含む。)及び第三十三条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和六年能登半島地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

令和六年能登半島地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令

1 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。)第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間をいう。次項において同じ。)及び要支援認定有効期間(規則第五十二条第一項に規定する要支援認定有効期間をいう。次項において同じ。)に係る次の表の上欄に掲げる規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

規則第三十八条第一項(規則第四十一条第二項において準用する場合を含む。)	と第二号に掲げる期間	及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間
規則第三十八条第一項(規則第四十一条第二項において準用する場合を含む。)	の期間	の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
規則第五十二条第一項(規則第五十五条第二項において準用する場合を含む。)	と第二号に掲げる期間	及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間
規則第五十二条第二項(規則第五十五条第二項において準用する場合を含む。)	の期間	の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

2 前項の規定は、令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に同項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第八号

国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号）、厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号）、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十二号）、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号）、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第六条第一項の規定に基づき年金生活者支援給付金受給資格者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成三十年厚生労働省告示第四百二十五号）において、受給権者、受給者又は受給資格者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域に令和六年一月一日において住所を有する受給権者、受給者又は受給資格者であつてその誕生日が一月一日から五月三十一日までの間にあるものが令和六年において届書等（国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日第二号に規定する届書等及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第六条第一項の規定に基づき年金生活者支援給付金受給資格者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日第二号に規定する届書等を除く。）を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、令和六年六月三十日とする。

令和六年一月十六日

厚生労働大臣 武見 敏三

年管発 0116 第 3 号
令和 6 年 1 月 16 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件について（通知）

令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件（令和 6 年厚生労働省告示第 8 号）が本日付けで告示され、同日から適用されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は以下のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、市町村に対しては、別途周知することとしていることを申し添える。

記

1 趣旨

配偶者若しくは子が加給年金額若しくは子の加算額の対象者となっている受給権者若しくは受給者、障害の程度の診査が必要な受給権者若しくは受給者又は住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者、受給者若しくは年金生活者支援給付金の受給資格者（以下「受給権者等」という。）は、毎年（障害の程度の診査が必要な受給権者等が提出する障害状態確認届については厚生労働大臣が指定した年）、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに生計維持確認届、障害状態確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、正当な理由がなくこの提出がないときは、年金及び年金生活者支援給付金（以下「年金等」という。）の支払が一時差止めとなるところ、令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村

の区域に住所を有する受給権者等であって、被災後間もなく届書等の指定期限日が到来するものについては、指定期限日までに届書等を提出することが困難な状況にあることが想定される。

また、令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）が令和6年1月11日付けで公布され、同日から施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）の規定の一部が、当該地震による災害に適用された。これにより、当該地震に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する者等に係る行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日については、その延長等の措置が行われることとなったところである。

これらの事情に鑑み、本告示は、年金等の受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金等の支払いが一時差止めとなることがないように、その提出期限を延長するものである。

2 内容

令和6年1月1日において令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する年金の受給権者等であって、その誕生日が1月1日から5月31日までの間にあるものについては、令和6年における届書等（20歳前障害基礎年金の受給権者等が提出する所得状況届、年金生活者支援給付金の受給者が提出する所得状況届等を除く。）の提出期限を令和6年6月30日とする。